

## 浅川町高齢者等見守りネットワーク事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、町及び事業者等が相互に連携を図り、地域全体で認知症等を有する高齢者や知的障がい等を有する障がい者等（以下「高齢者等」という。）の見守りを行い、高齢者等に異変又はその恐れがある場合に、早期かつ的確な対応に繋げる高齢者等見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）の実施に必要な事項を定め、高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 ネットワーク事業の実施主体は町とする。

2 ネットワーク事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者等に対する日頃の見守り等及び行方不明時の早期発見・保護の協力に関すること。
- (2) 見守りネットワークの構築及び構築のために必要な関係機関との総合的な連絡・調整に関すること。
- (3) ネットワーク事業の広報及び普及啓発の活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク事業の充実及び関係機関の連携を図るため、町長が必要と認めること。

### (協力機関及び協力団体等)

第3条 協力機関とは、高齢者の支援に関わる公共機関等で、ネットワーク事業の趣旨に賛同したものをいう。主な役割等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者等の異変の早期発見・早期対応。
- (2) 高齢者等に対する日頃の見守り等及び行方不明時の早期発見・保護。  
行方不明時の対応については、「浅川町高齢者等見守りネットワーク対応フロー」のとおりとする。

2 協力団体等とは、町内に所在する公共的な活動を行う団体や町内で事業活動を行う事業者で、ネットワーク事業の趣旨に賛同し、第4条第1項の規定による登録を行ったものをいう。主な役割等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者等の異変の早期発見・早期対応に向けた連絡体制の構築。
- (2) 高齢者等に対する日頃の見守り等及び行方不明時の早期発見・保護の協力。
- (3) 従業者等に対するネットワーク事業の趣旨等の周知。

### (協力団体等の登録)

第4条 協力団体等としてネットワーク事業に参加する事業者等は浅川町高齢者等見守り

ネットワーク事業協力団体等登録申請書（様式第1号）を町長に提出し、町長は協力団体等として登録するものとする。

- 2 町長は、前項の登録をしたときは、当該団体等に、高齢者等見守りネットワーク事業協力団体等登録証（様式第2号）を交付し、町のホームページ等にてその旨を公表するものとする。ただし、当該団体等が公表を希望しない場合は、この限りではない。

（協力団体等の登録の取り消し）

第5条 町長は、協力団体等が登録の辞退を届け出たとき又は協力団体等として不相当と認めるときは、登録を取り消すものとする。

（個人情報の保護）

第6条 協力機関、協力団体等は、高齢者等の見守りに関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は高齢者等の見守り以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月23日から施行する。